

社会医学系専門医制度(JBPHSM)ZENHO通信(No.17)

令和3年5月18日発行
全国保健所長会

新型コロナウイルス感染症の流行拡大で、連日のように都道府県の患者数が過去最高を更新するなど、まさに災害時の保健医療に準じた状況になっていて、保健所長の皆さんにおかれましては、その対応でご多忙を極めていることと思います。

さて、2月に発行したZENHO通信(No.16)でもお知らせしましたが、社会医学系専門医制度の指導医や専門医に2017年に登録された方は、今年度更新年度となります。

1. 更新時期について

登録番号により、更新手続きの時期が異なります。

認定番号	更新手続きの時期
17-170001 ～ 17-171000	2021年 6月1日 ～ 7月31日
17-171001 ～ 17-172000	2021年 8月1日 ～ 9月30日
17-172001 ～	2021年 10月1日 ～ 11月30日

2. 更新延長について

指導医等の更新ですが、1年の延長を希望する方の締め切りは本年11月30日となっています。手数料は2000円で、延長が認められますと、第一期は「2017年度から2021年度」を「2017年度から2022年度」に一年間延長となり、延長した人の第二期は「2023年から2027年度」となります。

以上1と2については、社会医学系専門医協会ホームページ「お知らせ」「3月19日 専門医・指導医の更新について」の中程にある「3. 更新手続きの時期」と「5. 更新の1年延長を希望される方へ」に関連の事項が掲載されていますので参照ください。

3. 全国保健所長会研修の単位数について

全国保健所長会研修でのK単位数についての質問がありましたので年度ごとの単位数をお知らせします。

	1日目/2日目
平成29年度	2単位/4単位
平成30年度	2単位/4単位
令和元年度	2単位(感染症1、医療1)/4単位
令和2年度	2単位

更新に当たっては申請する書類も多いので、早めに準備をして更新に備えていただければと思っています。

発行責任者：山本長史（公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会委員長）